

## 改正・電子帳簿保存法Q&A

領収書や請求書などの税務関係書類に関する新しい保存ルールなどを定めた「改正電子帳簿保存法」が1月1日に施行されました。

2022年度税制改正大綱に2年間の猶予措置が盛り込まれました。令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えないようです。

令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、準備の際に下記のQ&Aをご参考にしてください。



### ダウンロードの求め

Q. 「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしておく場合の当該電磁的記録の提出について、提出の際のデータの形式や並び順について決まりがあるのでしょうか？

また、保存媒体自体についても提示・提出の必要はあるのでしょうか？

A. データのダウンロードを求める際には、通常出力が可能な範囲で税務職員が出力形式を指定することもあります。出力可能な形式でダウンロードを求めたにもかかわらず、検索性等に劣るそれ以外の形式で提出された場合は、そのダウンロードの求めに応じることができるようにしていたことにはなりません。

保存要件を充足するためには、通常出力できるであろうファイル形式等で提供される必要がありますが、その内容について並び順等に関する統一的な決まりがある訳ではありません。

なお「ダウンロードの求め」は、保存媒体自体の提示・提出までを求めるものではありませんが、税務調査の際には質問検査権に基づき、保存媒体の確認を行う場合もありますのでご注意ください。



### タイムスタンプの代替措置

Q. タイムスタンプの付与要件に代えて、入力期間内に訂正削除履歴の残るシステムに格納することとする場合には、例えば他社が提供するクラウドサーバにより保存を行い、当該クラウドサーバについて客観的な時刻証明機能を備えている必要があるとのことですが、自社システムで満たすことは可能でしょうか？

A. 自社システムについては、保存された時刻の記録についての非改ざん性を完全に証明することはできないため、保存日時の証明が客観的に担保されている場合に該当しないことから、原則自社システムで当該要件を満たすことはできません。

ただし、時刻証明機能を備えたクラウドサービス等を他社へ提供しているベンダー企業等の場合には、サービスの提供を受けている利用者(第三者)との関係性から当該システムの保存時刻の非改ざん性が認められることから自社システムであっても例外的に客観性を担保し得ると考えられます。

したがって、当該サービスを提供しているベンダー企業以外で自社システムを使用して保存要件を充足しようとする場合には、代替要件によらずタイムスタンプを付与することが必要と考えられます。



## 検索機能

Q. 検索要件の記録項目である「取引金額」については税抜、税込どちらとすべきでしょうか？

A. 検索機能の確保の要件は、税務調査の際に必要なデータを確認することを可能とし、調査の効率性の確保に資するために設けられているものと考えられます。

また、税務調査では帳簿の確認を基本とし、帳簿に関連する書類や取引情報の確認を行っていることが想定されることから、基本的には帳簿と同じ金額で検索できるようにしておくべきと考えられます。

他方で、受領した国税関係書類に記載されている金額を記録項目としていても問題はありません。



## 電磁的記録からスキャナ保存

Q. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、一度出力して書面にしたものを、スキャナ保存することは認められますか？

A. 令和3年度税制改正においては、真実性確保のための要件(改ざん防止要件)が特段課されていない出力した書面等は、他者から受領した電子データとの同一性が必ずしも十分に確保できているとは言えないことから出力書面等による保存措置が廃止されたところです。

したがって、他者から受領した電子データを書面等に出力して保存することは、電子帳簿保存法や他の税法に基づくものではありませんので、当然、その出力書面等は電子帳簿保存法に基づくスキャナ保存の対象となりません。

ただし、電子帳簿保存法に従った電子データの保存が適切に行われている前提で、それとは別に各納税者が社内経理の便宜などのために書面等への出力を行うことや、スキャナで読み取るなどの処理を行うこと自体を禁止するものではありません。



## 紙と電子データの重複

Q. 電子取引で受け取った取引情報について、同じの内容のものを書面でも受領した場合、書面を正本として取り扱うことを取り決めている時でも、電子データも保存する必要がありますか？

A. 取引において、通常、書面は1つであるから、正本・副本がある場合その正本を保存すれば足りると思えます。

ただし、書面で受領した取引情報に加えて、その詳細をメール本文で補足している場合等、当該電子データに正本を補完するような取引情報が含まれている場合などには、正本である書面の保存に加え、電子データの保存も必要になると考えられます。



## メールの保存方法

Q. 自社のメールシステムでは受領した取引情報に係る電子データについて検索機能を備えることができません。

その場合に、メールの内容をPDF等にエクスポートし、検索機能等を備えたうえで保存する方法でも認められますか？

A. 当該メールに含まれる取引情報が失われないのであれば、メールの内容をPDF等にエクスポートするなど合理的な方法により編集したもので保存することとしても差し支えありません。